

北広島市住生活基本計画（案）の策定について

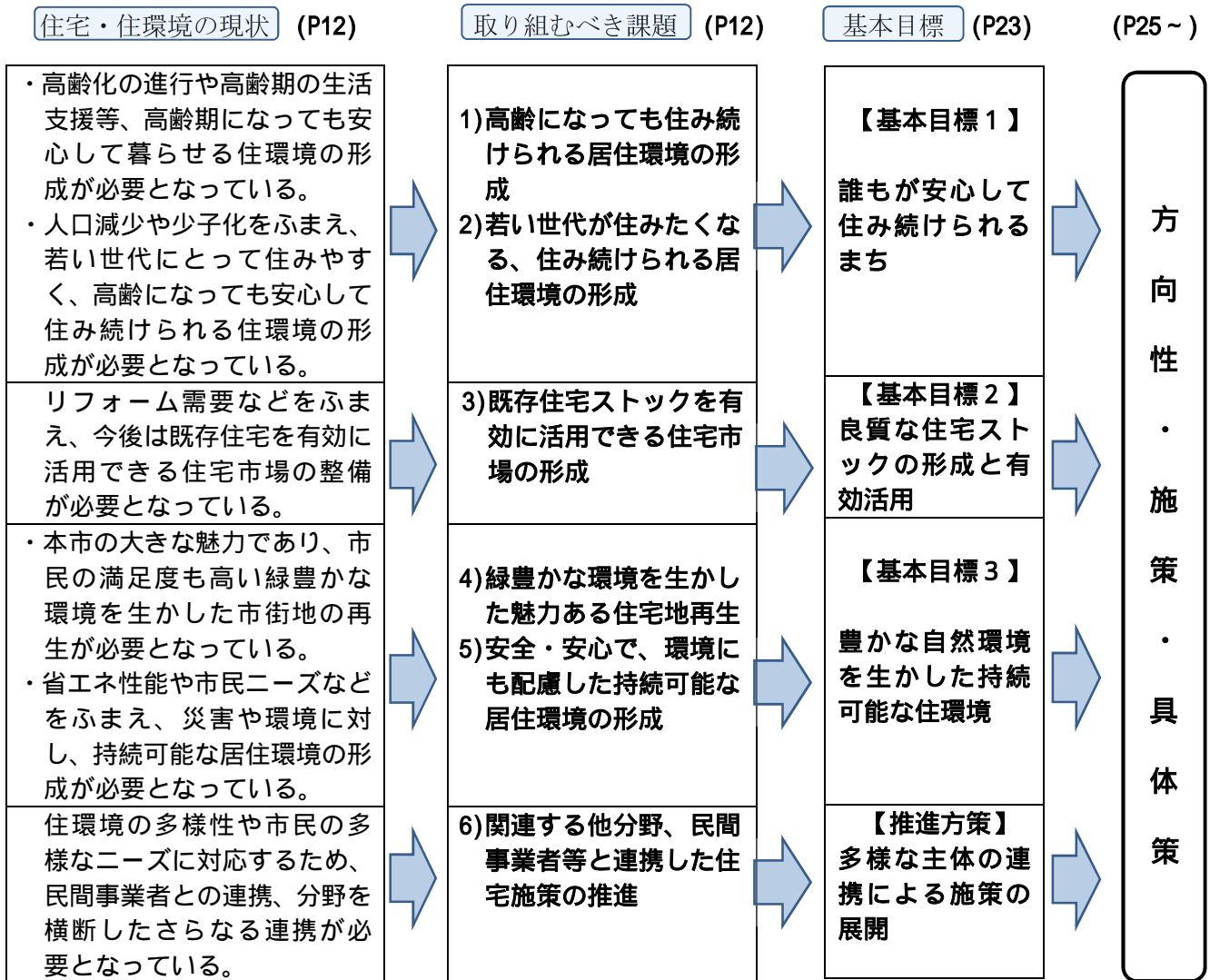
計画の目的・位置づけ (P1・P2)

- ・住生活基本法に基づく国・北海道の住生活基本計画を上位計画とし、市民が長く住み続けられる住まいや住環境を形成するためのガイドラインとして策定する。
- ・総合計画（第5次）に基づく住生活における個別計画としての位置づけ。

計画期間 (P2)

平成27年度から平成36年度までの10年間

施策の体系



住まい・住環境のテーマ (P22)

誰もが安心して快適に暮らせる住まい
緑豊かな自然と調和した魅力ある住環境

重点施策 (P50)

子育て世帯等の定住促進
高齢者等の住み替え支援
空き地・空き家の有効活用